

平成30年3月14日

お客さま各位

中日本高速道路株式会社

平成30年4月1日からの大口・多頻度割引の割引率について

平素より、ETCコーポレートカードをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、平成30年4月1日からの大口・多頻度割引について、下記のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

記

1. 車両単位割引率（高速国道・一般有料道路ともに）

自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%（20%）
1万円を超え、3万円までの部分	20%（30%）
3万円を超える部分	30%（40%）

※（ ）内は、ETC2.0を使用する事業用車両（注）に限り適用される割引率です。
（平成31年3月末まで）

（注）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第13号について事業用と区別、又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているETC2.0搭載車両。

なお、経過措置として、平成30年4月1日以降、一定期間はその他のETC2.0搭載車両にも適用します。経過措置終了時期などの詳細につきましては、関係機関と調整のうえ、決まり次第お知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

中日本高速道路株式会社 八王子支社

ETCコーポレートカード取扱窓口

電話番号：042-691-1171

（代表）【平成30年3月30日（金）まで】

042-691-8261

（直通）【平成30年4月 2日（月）から】